

○環境省令第九号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十条第一項、第二十四条第一項、第四十条第二項、第四十一条第一項及び第二項並びに平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十条の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

環境大臣 浅尾慶一郎

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正

する省令

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定廃棄物処分基準)</p> <p>第二十五条 特定廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。)の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 特定廃棄物の処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあつては、次によること。</p> <p>イ 当該排ガスの排出口において当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の大気中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第二欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>六 特定廃棄物の処分に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、次によること。</p> <p>イ 当該放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共</p>	<p>(特定廃棄物処分基準)</p> <p>第二十五条 特定廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。)の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあつては、次によること。</p> <p>イ 当該排ガスの排出口において当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の大気中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第二欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>六 処分に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、次によること。</p> <p>イ 当該放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共</p>

の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ロ (略)

七・八 (略)

2 (略)

第二十六条 特定廃棄物（事故由来放射性物質についての放射能濃度を第二十条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラムを超えると認められるものに限る。以下この項において同じ。）の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

一 特定廃棄物の埋立処分は、次のように行うこと。

イ (略)

ロ 特定廃棄物の埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずるもの。

ハ～ホ (略)

二 (略)

の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ロ (略)

七・八 (略)

2 (略)

第二十六条 特定廃棄物（事故由来放射性物質についての放射能濃度を第二十条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラムを超えると認められるものに限る。以下この項において同じ。）の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

一 埋立処分は、次のように行うこと。

イ (略)

ロ 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ハ～ホ (略)

二 (略)

三 特定廃棄物の埋立処分場所（以下この条において単に「埋立地」という。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次に掲げる措置を講ずること。

イ〜ハ（略）

四 特定廃棄物の最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回（埋立処分が終了した最終処分場にあつては、一月に一回）以上測定し、かつ、記録すること。

五（略）

六 一日の特定廃棄物の埋立作業を終了する場合には、放射線障害防止のため、遮蔽物を設ける等必要な措置を講ずること。

七 特定廃棄物の埋立処分を終了する場合（埋立地を区画して埋立処分を行う場合には、当該区画に係る埋立処分を終了する場合を含む。）には、放射線障害防止の効果を持った覆いにより開口部を閉鎖することその他の環境大臣が定める措置を講ずること。

八〜十（略）

2 特定廃棄物（前項各号列記以外の部分に規定する特定廃棄物及び基準適合特定廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

一〜三（略）

四 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防

三 埋立処分場所（以下「埋立地」という。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次に掲げる措置を講ずること。

イ〜ハ（略）

四 最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回（埋立処分が終了した最終処分場にあつては、一月に一回）以上測定し、かつ、記録すること。

五（略）

六 一日の埋立作業を終了する場合には、放射線障害防止のため、遮蔽物を設ける等必要な措置を講ずること。

七 埋立処分を終了する場合（埋立地を区画して埋立処分を行う場合には、当該区画に係る埋立処分を終了する場合を含む。）には、放射線障害防止の効果を持った覆いにより開口部を閉鎖することその他の環境大臣が定める措置を講ずること。

八〜十（略）

2 特定廃棄物（前項各号列記以外の部分に規定する特定廃棄物及び基準適合特定廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

一〜三（略）

四 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防

止するために必要な次に掲げる措置（公共の水域及び地下水と遮断されている場所において特定廃棄物の埋立処分を行う場合にあっては、二に掲げる措置）を講ずること。

イ（略）

ロ 放流水の水質の維持を、次のとおり行うこと。

(1)（略）

(2) 排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ハ・ニ（略）

五（略）

六 一日の特定廃棄物の埋立作業を終了する場合には、次によること。

イ・ロ（略）

七 特定廃棄物の埋立処分を終了する場合（埋立地を区画して埋立処分を行う場合には、当該区画に係る埋立処分の終了を含む。）には、次によること。

イ・ロ（略）

3
3
5
（略）

止するために必要な次に掲げる措置（公共の水域及び地下水と遮断されている場所において特定廃棄物の埋立処分を行う場合にあっては、二に掲げる措置）を講ずること。

イ（略）

ロ 放流水の水質の維持を、次のとおり行うこと。

(1)（略）

(2) 排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ハ・ニ（略）

五（略）

六 一日の埋立作業を終了する場合には、次によること。

イ・ロ（略）

七 埋立処分を終了する場合（埋立地を区画して埋立処分を行う場合には、当該区画に係る埋立処分の終了を含む。）には、次によること。

イ・ロ（略）

3
3
5
（略）

(特定一般廃棄物処理基準)

第二十九条 法第二十三条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物の処理の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 特定一般廃棄物の埋立処分に当たっては、次によること。

イ 埋立処分は、次のように行うこと。

(1) (略)

(2) 特定一般廃棄物の埋立処分の場所(以下この条及び第三十三条において単に「埋立地」という。)のうちの厚さ

(敷設された土壌の層が二以上ある場合にあつては、それらの層の合計の厚さとする。)がおおむね五十センチメートル以上の土壌の層が敷設された場所において行うこと。

(3) (略)

ロ・二 (略)

(特定一般廃棄物処理施設維持管理基準)

第三十三条 法第二十四条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の焼却施設、熔融施設、熱分解施設又は焼成施設にあつては、次によること。

イ 特定一般廃棄物の処分に伴い生じた排ガスを排出する場合

(特定一般廃棄物処理基準)

第二十九条 法第二十三条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物の処理の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 特定一般廃棄物の埋立処分に当たっては、次によること。

イ 埋立処分は、次のように行うこと。

(1) (略)

(2) 埋立地のうちの厚さ(敷設された土壌の層が二以上ある場合にあつては、それらの層の合計の厚さとする。)がおおむね五十センチメートル以上の土壌の層が敷設された場所において行うこと。

(3) (略)

ロ・二 (略)

(特定一般廃棄物処理施設維持管理基準)

第三十三条 法第二十四条第一項の環境省令で定める特定一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の焼却施設、熔融施設、熱分解施設又は焼成施設にあつては、次によること。

イ 処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあつては、次に

にあつては、次によること。

- (1) 当該排ガスの排出口において当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の大気中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第二欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

(2) (略)

ロ 処分に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、次によること。

- (1) 当該放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

(2) (略)

ハ・ニ (略)

二 一般廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供された最終処分場にあつては、次によること。

イ〜ハ (略)

ニ 排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監

よること。

- (1) 当該排ガスの排出口において当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の大気中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第二欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

(2) (略)

ロ 処分に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、次によること。

- (1) 当該放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

(2) (略)

ハ・ニ (略)

二 一般廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供された最終処分場にあつては、次によること。

イ〜ハ (略)

ニ 排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監

視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ホ・ヘ (略)

(除去土壌処分基準)

第五十八条の二 法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌の処分(埋立処分、海洋投入処分及び第五十八条の四に規定する復興再生利用を除く。以下この条において同じ。)の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 除去土壌の処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあつては、次によること。

イ 当該排ガスの排出口において当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の大気中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第二欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ロ 当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を第二十五条第

視することにより、最終処分場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ホ・ヘ (略)

(除去土壌処分基準)

第五十八条の二 法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この条において同じ。)の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

(新規)

一項第五号口の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

三 除去土壌の処分に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、次によること。

イ 当該放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ロ 当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を第二十五条第一項第六号口の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

四 (略)

第五十八条の三 法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌

(公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのないものとして環境大臣が定める要件に該当すると認められるものに限る。以下この項において同じ。)の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

一 第二十六条第一項第一号(二及びホを除く。)及び第九号の規定の例によること。

(新規)

二 (略)

(新規)

-
- 二 除去土壌の埋立地（以下この条において単に「埋立地」という。）の境界（埋立地に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、その区域の境界とする。）において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋立処分が終了した場合にあつては、定期的に測定し、かつ、記録すること。
- 三 次に掲げる事項の記録及び除去土壌を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該埋立地の維持管理の終了までの間、保存すること。
- イ 埋め立てられた除去土壌の事故由来放射性物質の濃度及び埋め立てられた除去土壌の量
- ロ 埋め立てられた除去土壌ごとの埋立処分を行った年月日
- ハ 引渡しを受けた除去土壌に係る当該除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号
- ニ 埋立地の維持管理に当たつて行った測定、点検、検査その他の措置（前号の規定による測定を含む。）
- 四 除去土壌の埋立処分を終了する場合（埋立地を区画して埋立処分を行う場合には、当該区画に係る埋立処分を終了する場合を含む。）には、厚さがおおむね三十センチメートル以上の土
-

壤による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖することその他の環境大臣が定める措置を講ずること。

2 法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌（前項各号列記以外の部分に規定する除去土壌を除く。以下この項において同じ。）の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

一 第二十六条第一項第一号（二及びホを除く。）及び第九号並びに前項第二号及び第四号の規定の例によること。

二 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次に掲げる措置を講ずること。

イ 次に掲げる設備（雨水が浸入しないように必要な措置が講じられた埋立地において除去土壌を埋め立てる場合にあっては、(2)に掲げる設備を除く。）を設けること。

(1) 除去土壌の保有水及び雨水等（以下この項において「保有水等」という。）が埋立地（区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画。(4)において同じ。）から浸出することを防止できる遮水工（埋立地のうち、除去土壌の投入のための開口部及び(2)に掲げる設備が設けられた場所を除く。）

(2) 保有水等集排水設備

(3) 保有水等集排水設備により集められた保有水等に係る放流水の水質を適正に維持することができる浸出液処理設備

(4) 地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止

ロ 放流水の水質の維持を、次のとおり行うこと。
することができ開渠その他の設備

(1) 放流水の水質を別表第四の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第二の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合させること。

(2) 排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、埋立地の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての同表の第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。

(1) 別表第四の上欄に掲げる項目(3)に規定する項目を除く。()及びダイオキシン類について第二十六条第二項第四号ハ(1)の環境大臣が定める方法により一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。

(2) 事故由来放射性物質について第二十六条第二項第四号ハ(2)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

(3) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量(別表第四の備考4に規

定する場合に限る。) について、第二十六条第二項第四号ハ(3)の環境大臣が定める方法により一月に一回(保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回)以上測定し、かつ、記録すること。

ニ 埋立地からの浸出液による埋立地の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。

(1) 除去土壌の埋立処分開始前に事故由来放射性物質について、第二十六条第一項第三号イ(1)の環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

(2) 除去土壌の埋立処分開始後、事故由来放射性物質について、第二十六条第一項第三号イ(1)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ホ ニの規定による水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該埋立地以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

へ その他必要な措置

三 次に掲げる事項の記録及び除去土壌を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該埋立地の維持管理の終了までの間、保存す

ること。

イ 埋め立てられた除去土壌の事故由来放射性物質の濃度及び埋め立てられた除去土壌の量

ロ 埋め立てられた除去土壌ごとの埋立処分を行った年月日

ハ 引渡しを受けた除去土壌に係る当該除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

ニ 埋立地の維持管理に当たつて行った測定、点検、検査その他の措置（第一号の規定によりその例によることとされる前項第二号の規定による測定、前号ハ及びニの規定による水質検査並びに同号ホの規定による措置を含む。）

3 法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌の海洋投入処分の基準は、除去土壌の海洋投入処分を行つてはならないこととする。

第五十八条の四 法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌の復興再生利用（事故による災害からの復興に資することを目的として、再生資材化（除去土壌について、用途に応じた必要な処理をすることにより、盛土、埋立て又は充填の用に供する資材として利用することができる状態にする行為をいう。）した除去土壌を適切な管理の下で利用すること（維持管理することを含む）

（新規）

む。をいう。以下同じ。)の基準は、次のとおりとする。

一 復興再生利用は、次のように行うこと。

イ 第二十六条第一項第一号ロ及び第九号の規定の例によること。

ロ 公共事業又は実施主体及び責任体制が明確であり、かつ、継続的かつ安定的に行われる事業において行うこと。

ハ 除去土壌が飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

ニ 復興再生利用を行う場所であることの表示がされている場所で行うこと。

ホ 事故由来放射性物質についての放射能濃度を環境大臣が定める方法により調査した結果、復興再生利用によって受ける一般公衆の実効線量が一年間につき一ミリシーベルト以下となるものとして環境大臣が定める放射能濃度の除去土壌を用いること。

二 復興再生利用を行う際には、除去土壌の適切な管理のため、次に掲げる者と協議の上、復興再生利用に係る工事の施工及び維持管理に関する基本的な事項として環境大臣が定める事項を定めること。

イ 事業実施者(前号ロの事業に係る工事の施工を自ら行う者又は工事の発注者をいう。)

ロ 当該復興再生利用に係る施設若しくは工作物を管理する者

又は当該復興再生利用を行う土地を管理する者

三 復興再生利用を行う場所において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、復興再生利用に係る維持管理を開始した場合にあつては、定期的に測定し、かつ、記録すること。

四 次に掲げる事項の記録及び復興再生利用を行った位置を示す図面を作成し、当該復興再生利用に係る措置が終了するまでの間、保存すること。

イ 復興再生利用に係る工事の計画及び設計に係る情報

ロ 復興再生利用に係る除去土壌の事故由来放射性物質の濃度及び復興再生利用に係る除去土壌の量

ハ 復興再生利用に係る工事において再生資材化した除去土壌による盛土、埋立て又は充填を開始及び完了した年月日並びに復興再生利用に係る維持管理を開始した年月日

ニ 引渡しを受けた再生資材化した除去土壌に係る当該除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

ホ 復興再生利用に係る除去土壌の管理に当たって行った測定、点検その他の措置（前号の規定による測定を含む。）

(土壌等の除染等の措置等の委託の基準)

第五十九条 法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。

一 委託を受けて除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置又は除去土壌の収集、運搬、保管若しくは処分(以下この条及び第六十三条において「除去土壌収集等」という。)を行う者(以下この条において「受託者」という。)が受託業務(当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。)を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。

二 十 (略)

別表第二(第二十五条、第二十六条、第三十三条、第三十五条、第五十八条の二及び第五十八条の三関係)

(略)

別表第四(第二十六条及び第五十八条の三関係)

(略)

(土壌等の除染等の措置等の委託の基準)

第五十九条 法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。

一 委託を受けて除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置又は除去土壌の収集、運搬若しくは保管(以下この条及び第六十三条において「除去土壌収集等」という。)を行う者(以下この条において「受託者」という。)が受託業務(当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。)を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。

二 十 (略)

別表第二(第二十五条、第二十六条、第三十三条及び第三十五条関係)

(略)

別表第四(第二十六条関係)

(略)

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。